

地方独立行政法人市立秋田総合病院工事請負業者選定要領

平成 26 年 4 月 1 日
理事長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要領は、地方独立行政法人市立秋田総合病院（以下「病院」という。）が公募型指名競争入札、一般競争入札および指名競争入札（以下「入札」という。）又は随意契約を行うにあたり、工事請負業者の選定に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会)

第 2 条 前条の目的を達成するため、市立秋田総合病院工事請負業者選定審議委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第 3 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 事務局長

委員 各年度委員長（以下「長」という。）が任命する。

2 委員会に幹事若干名を置き、各年度長が任命する。

(審議)

第 4 条 委員会は、実施設計額が 250 万円を超える工事および各科所室で委員会において審議することが必要と認められる工事について審議する。

(会議の開催)

第 5 条 原則として月曜日に開催する。

2 臨時会は、長が必要と認めたときに開催する。

3 委員会は、長および委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会は、必要と認めるときは関係職員の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(会議)

第 6 条 長は、会議を総理する。

2 長に事故があるときは、その都度長の指名した者がその職務を代理する。

(選定基準)

第 7 条 土木工事、建築工事、電気工事、管工事、舗装工事、造園工事又は解体工事を入札に付する場合は、当該入札に付する工事の実施設計額および実施設計内容を協議し、その工事に対応する等級に格付けされた者のうちから当該入札に参加する者を選定するものとする。

2 入札に参加する者の数は、地方独立行政法人市立秋田総合病院契約事務規程第 25 条第 1 項に定めるところによるものとする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、入札に付する工事が次の各号のいずれかに該当する

場合は、第1項の規定による等級に格付けされた者以外の者のうちから選定することができる。

- (1) 第1項の規定による等級に格付けされた者の数がきわめて少数となる工事
- (2) 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある工事
- (3) 特別な技術を要する工事
- (4) 大規模な工事
- (5) 工事成績が優良な者を対象とする工事
- (6) 当該工事の種類、内容、市内に主たる営業所を有する者の施工能力等を勘案し、第1項の規定により難いと認められる工事

4 入札に参加する者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意し、選定が特定の業者に偏らないようにしなければならない。

- (1) 工事事務等の状況
- (2) 信用度
- (3) 秋田市発注の工事の成績
(非選定者への理由説明)

第8条 前条第1項の規定による等級に格付けされた者であつて、同項の規定により入札に参加する者として選定されなかったものから、当該選定されなかった理由について書面により説明を求められた場合は、委員会の決裁を得て、書面により回答するものとする。

(その他)

第9条 その他委員会の審議に必要な事項については、別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成30年4月1日から施行する。